

さくらの VPS サービス約款

第 1 章 総則

第 1 条 (約款の適用)

1. このさくらの VPS サービス約款 (以下、「本 VPS 約款」といいます) は、さくらの VPS サービス (以下、本 VPS 約款において「基本サービス」といいます) に適用されるサービス別約款 (サービス基本約款) です。

第 2 条 (サービスの種類・品目・内容)

1. 基本サービスの種類、品目および内容は、以下のとおりです。

種類	品目	内容
さくらの VPS サービス (基本サービス)	さくらの VPS 1G さくらの VPS 2G さくらの VPS 4G さくらの VPS 8G	当社がそのデータセンター内に設置したサーバ設備につき設定された仮想化されたサーバ (以下、「仮想サーバ」といいます) 1 台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。(品目の内容については、当社ホームページ (「サービス一覧」よりご確認ください) をご覧ください。)

第 3 条 (料金の支払)

1. 基本サービスの利用料金の支払形態が毎月払いの場合、利用者は、毎月 1 日から末日までの利用に関する料金を、その前月の末日までに支払うものとします。ただし、初回については、利用契約締結日から 2 週間以内に、2 ヶ月分の料金 (初期費用が発生する場合、初期費用を含みます) を、支払うものとします。
2. 基本サービスの利用料金の支払形態が年間一括払いの場合、利用者は、利用開始日から翌年の同日の前日までの料金 (初期費用が発生する場合、初期費用を含みます) を、利用契約締結日から 2 週間以内に支払うものとします。ただし、契約期間が延長される場合、2 年目の支払いについては利用開始日の翌年の同日の属する月の前月末日までに、3 年目の支払いについては利用開始日の翌々年の同日の属する月の末日までに当該利用料金を支払うものとし、以後も同様とします。
3. 基本サービスの支払い方法については、基本約款第 1 2 条第 2 項の定めに関わらず、利用料金額が 10 万円以上であっても、クレジットカード払いを選択することができるものとします。

第 4 条 (最低利用期間)

1. 基本サービスの最低利用期間 (基本約款第 1 4 条) は、利用開始日から 3 ヶ月が経過する日が属する月の末日までとします。

第5条（契約終了時の措置）

1. 基本サービスの利用契約が終了した場合、当社は、契約終了後14日が経過した時点で当該利用契約に係る仮想サーバ内に記録されている当該利用者に関わる一切のデータを削除します。

第2章 利用者の責務

第6条（第三者の利用）

1. 利用者は、基本サービスの利用において、第三者に対し、以下の各号に該当する行為をさせる場合（ID・パスワード等を発行する場合を含むが、これに限られない）、当該第三者に対して基本約款に定める禁止事項を遵守させる義務を負うものとします。
 - i. 仮想サーバに文章、画像、プログラム、データ等のコンテンツ（以下「本コンテンツ」といいます）をインストールする行為
 - ii. 仮想サーバにインストールされた本コンテンツをインターネットに公開する行為
 - iii. 仮想サーバにインストールされた本コンテンツを用いて自己または他者のために何らかの処理を行う行為
 - iv. 前各号の行為を他者にさせる行為
 - v. その他、仮想サーバを利用する行為
2. 前項の第三者が禁止事項に反する行為を行った場合、当該行為を利用者が行ったものとみなすものとします。
3. 当社は、第1項の第三者に対して利用契約上何らの義務ないし責任も負わないものとします。

第7条（仮想サーバの維持管理）

1. 利用者は、仮想サーバを適切な状態に保ち、他の利用者の利用に支障を与えないように取り扱うものとします。
2. 利用者は、仮想サーバの制御・調整その他利用に関して当社が設定する管理者アカウントのパスワードを、当社の承諾なく第三者に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように、設定または管理しなければなりません。
3. 利用者は、仮想サーバ上に保存されるデータ（個人情報、機密情報その他本サービスの提供開始以降に当該仮想サーバ上に保存されたすべてのデータをいい、以下、「利用者データ」といいます）を、自己の責任と費用負担において管理するものとします。当社は、利用者データの漏洩、滅失等もしくはこれらの予防またはこれらが発生した場合の対応もしくは利用者データの復旧について、何ら責任を負いません。

第8条（ソフトウェア等の利用）

1. 利用者は、基本サービスにおいて提供されるOS、ソフトウェア等（以下、これらを併

せて「提供ソフトウェア等」といいます) について、基本サービスにおいて自らが利用する目的にのみ利用することが可能であり、提供ソフトウェア等に付随する規約、ライセンス等において認められる範囲を超えてこれを利用することはできないものとします。

2. 提供ソフトウェア等に関する著作権その他の一切の権利は、提供ソフトウェア等の権利者に帰属します。当社は、利用者に対し、これらの権利について譲渡、許諾等を行うものではありません。ただし、提供ソフトウェア等の権利者が、利用者が提供ソフトウェア等を利用するにあたって当社からの許諾が必要であるとする場合には、当社は、当該権利者の定めるところに従って、利用者に対し利用を許諾するものとします。
3. 利用者は、前々項または前項に定める利用者に認められた利用範囲を超えた提供ソフトウェア等の利用または前項に定めるソフトウェア等の権利を侵害したことによって当社に損害を与えた場合、これを賠償する責任を負うものとします。

附 則

第1条 (適用開始)

この約款は、平成23年11月30日から適用されたさくらのVPSサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成24年3月29日より適用されます。